

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」
の作成の進め方について（案）

1. 方針

- ・ 改正法を踏まえ、現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）の一部改正を行う。
- ・ 一部改正後の基本指針に基づく鳥獣保護管理事業計画の期間は、改正法の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までとする（終期は、現行基本指針と同一）。
- ・ 都道府県における改正法の施行準備にかかる時間を確保するため、基本指針の早期作成が必要。このため、改正法を受けて追加・修正が必要な箇所を中心に見直しを行う。
- ・ 全面的な見直しについては、平成 29 年 4 月 1 日を始期とする鳥獣保護管理事業計画作成のために行う基本指針の改訂のタイミング（平成 27~28 年度）で行う。

2. 見直しにあたって考慮が必要な事項

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）及び附帯決議（衆・参）
- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申）

等

3. 基本指針の検討スケジュール（予定）

平成 26 年

6 月 25 日（水） 中央環境審議会自然環境部会
・ 諮問等

6 月 26 日（木） 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会（第 1 回）
・ 基本指針の見直しの進め方、課題の整理等

7 月 31 日（木） 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会（第 2 回）
・ 基本指針（素案）の検討

8 月 26 日（火） 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会（第 3 回）
・ 基本指針（案）の検討
・ 施行規則の検討状況の報告
（認定鳥獣捕獲等事業者の認定要件等）

9 月頃 パブリックコメント

農林水産大臣と協議

9～10 月 中央環境審議会自然環境部会
・ 基本指針の検討
中央環境審議会答申

10～11 月頃 基本指針告示（平成 27 年 5 月施行）

平成 27 年

10 月頃 次期基本指針検討開始（全面的見直し）

平成 28 年

6 月頃 次期基本指針告示（平成 29 年 4 月施行）